

(案)

別紙 1

年 発 ○ 第 ○ 号  
令和 7 年 ○ 月 ○ 日

地方厚生(支)局長 殿

厚生労働省年金局長  
(公 印 省 略)

「確定給付企業年金制度について」の一部改正について

「確定給付企業年金制度について」(平成 14 年 3 月 29 日年発第 0329008 号)を別添のとおり改正したので、貴管下の確定給付企業年金の実施事業所の事業主及び企業年金基金の指導について遺憾のないよう配慮されたい。

## 確定給付企業年金制度について（平成 14 年 3 月 29 日年発第 0329008 号）

## 新旧対照表

新	旧
<p>確定給付企業年金法並びにこれに基づく政令及び省令について（法令解釈）</p> <p>第 1 規約の承認又は基金の設立認可の基準に関する事項 （略）</p> <p>1 （略）</p> <p>2 給付の額を減額する場合の取扱い</p> <p>(1) 給付の額を減額する場合にあっては、次に掲げる事項について留意すること。</p> <p>① （略）</p> <p>② 規則第 5 条第 3 号の「やむを得ない事由があること」とは、合併等により給付設計の変更を行わなければ給付水準に大幅な格差が生じることとなるため、当該格差を是正する必要がある場合をいうこと（規則第 1 2 条第 3 号及び規則附則第 5 条第 1 項の「やむを得ない」も同様。）。</p> <p>③～⑩ （略）</p> <p>(2) 次のいずれか一の場合に該当するときは、給付の額の減額として取り扱うこと。ただし、加入者（受給権者を除く。）の給付設計の変更に際し、①のイに該当する場合は、少なくとも 5 年程度は各加入者に当該変更が行われなかったとした場合の最低積立基準額を保証する経過措置を設けており、かつ、①のアに該当しないときは、給付の額の減額として取り扱わないものとする。また、加入者（受給権者を除く。）の給付設計の変更に際し、①のアに該当する場合であって、その該当する加入者の 3 分の 2 以上で組織する労働組合がある場合は、①のアに該当する各加入者の給付の名目額（基礎率のうち予定利率を零として算出した通常予測給付現価をいう。）が増加する給付設計の変更であり、かつ、①のイに該当しない又は少なくとも 5 年程度は各加入者に当該変更が行われなかったとした場合の最低積立基準額を保証する経過措置を設けるときは、あらかじめ当該労働組合の同</p>	<p>確定給付企業年金法並びにこれに基づく政令及び省令について（法令解釈）</p> <p>第 1 規約の承認又は基金の設立認可の基準に関する事項 （略）</p> <p>1 （略）</p> <p>2 給付の額を減額する場合の取扱い</p> <p>(1) 給付の額を減額する場合にあっては、次に掲げる事項について留意すること。</p> <p>① （略）</p> <p>② 規則第 5 条第 3 号の「やむを得ないこと」とは、合併等により給付設計の変更を行わなければ給付水準に大幅な格差が生じることとなるため、当該格差を是正する必要がある場合をいうこと（規則第 1 2 条第 2 号及び規則附則第 5 条第 1 項の「やむを得ない」も同様。）。</p> <p>③～⑩ （略）</p> <p>(2) 次のいずれか一の場合に該当するときは、給付の額の減額として取り扱うこと。ただし、加入者（受給権者を除く。）の給付設計の変更に際し、①のウに該当する場合は、少なくとも 5 年程度は各加入者に当該変更が行われなかったとした場合の最低積立基準額を保証する経過措置を設けており、かつ、①のア及びイのいずれにも該当しないときは、給付の額の減額として取り扱わないものとする。なお、通常予測給付現価又は最低積立基準額の計算に用いる基礎率は、給付設計の変更前後で同一のものをを用いることとし、給付の額の算定において、規則第 2 8 条第 1 項に規定する指標を用いている場合にあつては、当該指標の直近 5 年間の実績値の平均値を当該指標の見込みとして用いて計算するものとする。</p>

(案)

意を得ることにより給付の額の減額として取り扱わないものとすることができること(実施事業所が2以上であるときは、全部又は一部の各実施事業所について当該同意を得ることにより、当該同意を得た実施事業所の加入者について給付の額の減額として取り扱わないものとすることができること。)。なお、通常予測給付現価又は最低積立基準額の計算に用いる基礎率は、給付設計の変更前後で同一のものを用いることとし、給付の額の算定において、規則第28条第1項に規定する指標を用いている場合にあっては、当該指標の直近5年間の実績値の平均値を当該指標の見込みとして用いて計算するものとする。

① 給付設計の変更によって、次のア又はイのいずれかに該当する場合

(削る)

ア 全部又は一部の加入者又は受給権者等に係る通常予測給付現価が減少する場合

イ 全部又は一部の加入者又は受給権者等に係る最低積立基準額が減少する場合(最低保全給付の計算方法の変更による減少を含む。)

②・③ (略)

(削る)

(3) 給付の額の減額として取り扱うことに関し、次に掲げる事項について留意すること。

① 加入者及び受給権者等について、新たな給付を、従来の給付との間で選択することができるものとして追加する規約変更であっても、給付の額の減額として取り扱うか否かは上記(2)によること。

② 上記(2)②に該当することにより給付の額の減額として取り扱う場合

① 給付設計の変更によって、次のアからウまでのいずれかに該当する場合

ア 給付設計の変更前後の総通常予測給付現価が減少する場合

イ 一部の加入者又は受給権者等について、当該者に係る通常予測給付現価が給付設計の変更によって減少する場合

ウ 各加入者又は各受給権者等の最低積立基準額が減少する場合(最低保全給付の計算方法の変更による減少を含む。)

②・③ (略)

なお、加入者及び受給権者等について、新たな給付を、従来の給付との間で選択することができるものとして追加する規約変更であって、かつ、当該規約変更が上記①から③のいずれにも該当しない場合は、給付の額の減額として取り扱わないものとする。

また、②の場合であって、規則第5条第5号又は第6号に該当する場合には、規則第5条第1号から第4号までの理由に基づく必要はないこと。

(新設)

であって、規則第5条第5号又は第6号に該当する場合には、規則第5条第1号から第4号までの理由に基づく必要はないこと。

3 (略)

第2 (略)

第3 給付の額に関する事項

1～3 (略)

4 規則第30条第4号の老齢給付金について一時金を選択することができる「その他前三号に準ずる事情」とは、受給権者の属する世帯の生計を主として維持する者が、やむを得ない理由によりその債務を弁済することが困難であること又は心身に重大な障害を受け若しくは長期間入院したことであること。

5～8 (略)

第4 (略)

第5 積立金の積立てに関する事項

1 最低積立基準額の算定においては、当該額が確定給付企業年金が終了した場合における残余財産の分配額の算定基礎等となることを踏まえて、次の点に留意すること。

(1)～(3) (略)

(4) 確定給付企業年金法施行規則第五十五条第一項第一号に規定する予定利率(平成15年厚生労働省告示第99号)に規定する「〇・五パーセント以内の率」を設定するときは、その設定の根拠及び最低積立基準額に及ぼす影響について、労使間や代議員会において十分な検討を行っている必要がある、加入者及び受給権者等に対して十分な情報提供を行うこと。

なお、「〇・五パーセント以内の率」を設定している場合に確定給付企業年金の終了、確定拠出年金(企業型)への移行又は中小企業退職金共済への移換をするときは、最低積立基準額の算定に用いる予定利率について改めて労使間や代議員会において十分な検討を行い、検討の結果として「〇・五パーセント以内の率」を設定するときは、加入者及び受給権者等に対して十分な情報提供を行うこと。

3 (略)

第2 (略)

第3 給付の額に関する事項

1～3 (略)

4 規則第30条第4号の老齢給付金について一時金を選択することができる「その他前各号に準ずる事情」とは、受給権者の属する世帯の生計を主として維持する者が、やむを得ない理由によりその債務を弁済することが困難であること又は心身に重大な障害を受け若しくは長期間入院したことであること。

5～8 (略)

第4 (略)

第5 積立金の積立てに関する事項

1 最低積立基準額の算定においては、当該額が確定給付企業年金が終了した場合における残余財産の分配額の算定基礎等となることを踏まえて、次の点に留意すること。

(1)～(3) (略)

(4) 確定給付企業年金法施行規則第55条第1項第1号に規定する予定利率(平成15年厚生労働省告示第59号)に規定する「0.5パーセント以内の率」を設定するときは、その設定の根拠及び最低積立基準額に及ぼす影響について、労使間や代議員会において十分な検討を行っている必要がある、加入者及び受給権者等に対して十分な情報提供を行うこと。

なお、「0.5パーセント以内の率」を設定している場合に確定給付企業年金の終了、確定拠出年金(企業型)への移行又は中小企業退職金共済への移換をするときは、最低積立基準額の算定に用いる予定利率について改めて労使間や代議員会において十分な検討を行い、検討の結果として「0.5パーセント以内の率」を設定するときは、加入者及び受給権者等に対して十分な情報提供を行うこと。

(案)

<p>(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第6・第7 (略)</p> <p>第8 その他の事項</p> <p>1～7 (略)</p> <p>8 確定給付企業年金に厚生年金基金の残余財産を交付する場合の取扱い</p> <p>平成25年改正法附則第35条により、解散した厚生年金基金が、その解散基金加入員等に分配すべき残余財産を当該基金の設立事業主が設立する確定給付企業年金の資産管理運用機関等に交付する場合にあって、確定給付企業年金における当初の給付等を賄うため当該解散した厚生年金基金の資産の一部について当該解散した厚生年金基金の清算の終了前に仮交付を受ける場合には、清算の目的の範囲内において存続している当該解散した厚生年金基金に対する債務たる仮受金とするとともに、次のことに留意し、これらをふまえた仮交付に関する事項を規約に定めた上で行うこと。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>9～12 (略)</p> <p>13 他制度掛金相当額に関する確定給付企業年金上の取扱い</p> <p>(1) 確定拠出年金法施行令(平成13年政令第248号)第11条第2号に規定する他制度掛金相当額(以下「他制度掛金相当額」という。)は、確定給付企業年金の給付水準から、確定拠出年金(企業型)の事業主掛金に相当する額として算定したものであって、法第4条第6号の「掛金の拠出に関する事項」に該当するため、他制度掛金相当額を規約に定める必要があること。</p> <p>(2)・(3) (略)</p>	<p>(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第6・第7 (略)</p> <p>第8 その他の事項</p> <p>1～7 (略)</p> <p>8 確定給付企業年金に厚生年金基金の残余財産を交付する場合の取扱い</p> <p><u>公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律</u>附則第35条により、解散した厚生年金基金が、その解散基金加入員等に分配すべき残余財産を当該基金の設立事業主が設立する確定給付企業年金の資産管理運用機関等に交付する場合にあって、確定給付企業年金における当初の給付等を賄うため当該解散した厚生年金基金の資産の一部について当該解散した厚生年金基金の清算の終了前に仮交付を受ける場合には、清算の目的の範囲内において存続している当該解散した厚生年金基金に対する債務たる仮受金とするとともに、次のことに留意し、これらをふまえた仮交付に関する事項を規約に定めた上で行うこと。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>9～12 (略)</p> <p>13 他制度掛金相当額に関する確定給付企業年金上の取扱い</p> <p>(1) 確定拠出年金法施行令第11条第2号に規定する他制度掛金相当額(以下「他制度掛金相当額」という。)は、確定給付企業年金の給付水準から、確定拠出年金(企業型)の事業主掛金に相当する額として算定したものであって、法第4条第6号の「掛金の拠出に関する事項」に該当するため、他制度掛金相当額を規約に定める必要があること。</p> <p>(2)・(3) (略)</p>
---	--

(案)

別紙 2

年企発○第○号  
令和7年○月○日

地方厚生(支)局長 殿

厚生労働省年金局  
企業年金・個人年金課長  
(公 印 省 略)

「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」の一部改正について

確定給付企業年金の指導に当たっては、「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」(平成14年3月29日年企発第0329003号・年運発第0329002号)(以下「承認認可通知」という。)により取り扱われているところであるが、別添のとおり改正し、令和7年○月○日から適用することとしたので、貴管下の確定給付企業年金の実施事業所の事業主及び企業年金基金の指導について遺憾のないよう配慮されたい。

なお、令和○年○月○日以降の日を規約の適用日とする規約の変更の申請等に添付する承認認可通知の様式については、本通知による改正後の承認認可通知の様式を用いることとするので留意されたい。

確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について（平成 14 年 3 月 29 日年企発第 0329003 号・年運発第 0329002 号）

新旧対照表

下線部分が改正箇所

新			旧														
<p>確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について (略)</p> <p>1. ・ 2. (略)</p> <p>3. 規約の承認又は基金の設立認可等の申請に関する事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 標準処理期間</p> <p>① 前記(1)の承認又は認可の申請等についての標準処理期間は2ヶ月とすることから、当該申請にあたっては、規約の適用日のおおむね2ヶ月前までに行うものであること。<u>なお、適用日を4月又は10月とする規約の申請が集中する実態に鑑み、円滑な規約の施行のために、当該申請については、適用日の3ヶ月前などの早期に申請を行うことが望ましいこと。</u></p> <p>② <u>確定拠出年金法施行規則等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第13号。以下「税改省令」という。）附則第2条第1項第3号イ又は第4号イに掲げる場合に該当する規約変更の届出にあたっては、規約の適用日のおおむね2ヶ月前までに行うものであること。</u></p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>4. ～8. (略)</p> <p>(別紙1) 確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準</p> <table border="1"> <tr> <td>規約記載事項</td> <td>規約承認（認可）事項</td> <td>審査要領</td> </tr> <tr> <td>&lt;規約型&gt;</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>			規約記載事項	規約承認（認可）事項	審査要領	<規約型>			<p>確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について (略)</p> <p>1. ・ 2. (略)</p> <p>3. 規約の承認又は基金の設立認可等の申請に関する事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 標準処理期間</p> <p>前記(1)の承認又は認可の申請等についての標準処理期間は2ヶ月とすることから、当該申請にあたっては、規約の適用日のおおむね2ヶ月前までに行うものであること。<u>ただし、確定拠出年金法施行規則等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第13号。以下「税改省令」という。）附則第2条第1項第3号イ又は第4号イに掲げる場合に該当する規約変更の届出にあたっては、規約の適用日のおおむね2ヶ月前までに行うものであること。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>4. ～8. (略)</p> <p>(別紙1) 確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準</p> <table border="1"> <tr> <td>規約記載事項</td> <td>規約承認（認可）事項</td> <td>審査要領</td> </tr> <tr> <td>&lt;規約型&gt;</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>			規約記載事項	規約承認（認可）事項	審査要領	<規約型>		
規約記載事項	規約承認（認可）事項	審査要領															
<規約型>																	
規約記載事項	規約承認（認可）事項	審査要領															
<規約型>																	

(案)

<p>1-1～2-10 (略)</p> <p>&lt;規約型・基金型 共通&gt;</p> <p>3-1 加入者資格 に関する事項</p> <p>3-2 給付の種 類、受給の要件 及び額の算定 方法並びに給 付の方法に関 する事項</p>	<p>(略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 加入者期間の計算</p> <p>① (略)</p> <p>②再加入者については、 前後の加入者期間を合 算することができるこ と。(法第28条第2 項)</p> <p>③加入者の加入者となる 前の期間を加入者期間 に算入することができる こと。(法第28条第 3項)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 給付の額の算定方法 特定の者について不当に 差別的なものであってはな らないこと。</p>	<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>・リスク分担型企業年金とリ スク分担型企業年金でない 確定給付企業年金の経理を それぞれで行うとともに、 資産をそれぞれに区分して 運用することを規約に定め る措置。なお、基金型の場 合においては、2-4(6)の事項</p>	<p>1-1～2-10 (略)</p> <p>&lt;規約型・基金型 共通&gt;</p> <p>3-1 加入者資格 に関する事項</p> <p>3-2 給付の種 類、受給の要件 及び額の算定 方法並びに給 付の方法に関 する事項</p>	<p>(略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 加入者期間の計算</p> <p>① (略)</p> <p>②再加入者については、 前後の加入者期間を合 算することができるこ と。(令第28条第2 項)</p> <p>③加入者の加入者となる 前の期間を加入者期間 に算入することができる こと。(令第28条第 3項)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 給付の額の算定方法 特定の者について不当に 差別的なものであってはな らないこと。</p>	<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>・リスク分担型企業年金とリ スク分担型企業年金でない 確定給付企業年金の経理を それぞれで行うとともに、 資産をそれぞれに区分して 運用することを規約に定め る措置。なお、基金型の場 合においては、2-4(5)の事項</p>
---	--	---	---	--	---

		を規約に定める措置もあわせて講じること。 (略)			を規約に定める措置もあわせて講じること。 (略)
	①～④ (略)	(略)		①～④ (略)	(略)
	⑤給付の種類の間額の基準 (令第23条) (略)	(略)		⑤給付の種類の間額の基準 (令第23条) (略)	(略)
	・ <u>法第41条第2項第2号</u> に係る脱退一時金は、当該脱退一時金の受給権者が老齢給付金の受給権者となったときに支給する老齢給付金の全部を年金として支給するとした場合の老齢給付金のうち、保証期間について支給する給付の現価相当額を上回らないものであること。 (略)			・ <u>第41条第2項第2号</u> に係る脱退一時金は、当該脱退一時金の受給権者が老齢給付金の受給権者となったときに支給する老齢給付金の全部を年金として支給するとした場合の老齢給付金のうち、保証期間について支給する給付の現価相当額を上回らないものであること。 (略)	
	(5) 給付の方法	(略)		(5) 給付の方法	(略)
	①～⑨ (略)			①～⑨ (略)	
	⑩老齢給付金又は障害給付金の支給停止 (略)			⑩老齢給付金又は障害給付金の支給停止 (略)	
	・ 障害給付金の受給権者が、次のいずれかに該			・ 障害給付金の受給権者が、次のいずれかに該	

	<p>当することとなったときは、規約で定めるところにより、障害給付金の全部又は一部の支給を停止することができる。(法第45条第2項)</p> <p>①・② (略)</p> <p>③当該傷病について労働基準法(昭和22年法律第49号)の規程による障害補償等を受ける権利を取得したとき。</p> <p>(6) (略)</p>	(略)		<p>当することとなったときは、規約で定めるところにより、障害給付金の全部又は一部の支給を停止することができる。(法第45条第2項)</p> <p>①・② (略)</p> <p>③当該傷病について労働基準法の規程による障害補償等を受ける権利を取得したとき</p> <p>(6) (略)</p>	(略)
3-3 掛金の拠出に関する事項	<p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 確定拠出年金法施行令(平成13年政令第248号)第11条第2号に規定する他制度掛金相当額</p> <p>(略)</p>	(略)	3-3 掛金の拠出に関する事項	<p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 確定拠出年金法施行令第11条第2号に規定する他制度掛金相当額</p> <p>(略)</p>	(略)
3-4～3-6 (略)	(略)	(略)	3-4～3-6 (略)	(略)	(略)
3-7 終了又は解散及び清算に関する事項	<p>・終了するときの最低積立基準額の算定に用いる予定利率</p>	<p>・<u>確定給付企業年金法施行規則第五十五条第一項第一号</u>に規定する予定利率(平成</p>	3-7 終了又は解散及び清算に関する事項	<p>・終了するときの最低積立基準額の算定に用いる予定利率</p>	<p>・<u>確定給付企業年金法施行規則第55条第1項第1号</u>に規定する予定利率(平成1</p>

	(略)	<u>15年厚生労働省告示第99号</u> に基づき0.5パーセント以内の率を加算して得た率を設定する場合は、終了するときまでに、用いる予定利率を規約に定めること。		(略)	<u>4年厚生労働省告示第59号</u> に基づき0.5パーセント以内の率を加算して得た率を設定する場合は、終了するときまでに、用いる予定利率を規約に定めること。
3-8～3-10 (略)	(略)	(略)	3-8～3-10 (略)	(略)	(略)
3-11 他の確定 給付企業年金、 存続厚生年金 基金、確定拠出 年金、中小企業 退職金共済又は 連合会(以下 「他制度」とい う。)へ脱退一 時金相当額、積 立金又は残余 財産の移換を 行う場合にお ける当該脱退 一時金相当額、 積立金又は残	(1) (略) (2) 他制度(確定給付企業 年金及び存続厚生年金基 金を除く。)への積立金又 は残余財産の移換	(略) ・最低積立基準額の算定に用 いる予定利率として、 <u>確定 給付企業年金法施行規則第 五十五条第一項第一号に規 定する予定利率(平成15 年厚生労働省告示第99号 )</u> に基づき0.5パーセン ト以内の率を加算して得た 率を設定する場合は、他制 度へ移換するときまでに、 用いる予定利率を規約に定 めること。 (略) (主な確認事項) ① (略)	3-11 他の確定 給付企業年金、 存続厚生年金 基金、確定拠出 年金、中小企業 退職金共済又は 連合会(以下 「他制度」とい う。)へ脱退一 時金相当額、積 立金又は残余 財産の移換を 行う場合にお ける当該脱退 一時金相当額、 積立金又は残	(1) (略) (2) 他制度(確定給付企業 年金及び存続厚生年金基 金を除く。)への積立金又 は残余財産の移換	(略) ・最低積立基準額の算定に用 いる予定利率として、 <u>確定 給付企業年金法施行規則第 55条第1項第1号に規定 する予定利率(平成14年 厚生労働省告示第59号) </u> に基づき0.5パーセン ト以内の率を加算して得た率 を設定する場合は、他制度 へ移換するときまでに、用 いる予定利率を規約に定め ること。 (略) (主な確認事項) ① (略)

(案)

<p>余財産の移換に関する事項及び他制度から脱退一時金相当額、積立金、個人別管理資産、解約手当金相当額又は年金給付等積立金（以下「脱退一時金相当額等」という。）の移換を受ける場合における当該脱退一時金相当額等の移換に関する事項</p> <p>3-12 (略)</p>	<p>(3)～(7) (略)</p>	<p>②法第82条の5第1項の規定による申出を行う事業主が、当該申出の契機となる合併等に伴い中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）第31条の4第1項の規定による申出を行っていないことについて、独立行政法人勤労者退職金共済機構に確認すること。</p> <p>③ (略)</p> <p>(略)</p>	<p>余財産の移換に関する事項及び他制度から脱退一時金相当額、積立金、個人別管理資産、解約手当金相当額又は年金給付等積立金（以下「脱退一時金相当額等」という。）の移換を受ける場合における当該脱退一時金相当額等の移換に関する事項</p> <p>3-12 (略)</p>	<p>(3)～(7) (略)</p>	<p>②法第82条の5第1項の規定による申出を行う事業主が、当該申出の契機となる合併等に伴い中小企業退職金共済法第31条の4第1項の規定による申出を行っていないことについて、独立行政法人勤労者退職金共済機構に確認すること。</p> <p>③ (略)</p> <p>(略)</p>
<p>(別紙1の2)～(別紙2) (略)</p> <p>(別紙3) 申請書類一覧</p>			<p>(別紙1の2)～(別紙2) (略)</p> <p>(別紙3) 申請書類一覧</p>		

(案)

様式番号	承認事項等	他の確定給付企業年金の権利義務の移転承認		終了の承認	財産目録等の承認	決算報告書の承認	存続厚生年金基金への権利義務の移転
		移転	承継(注2)				
A1	規約承認申請書	●					
A2	規約変更承認申請書		●				
A3	規約変更届出書			●			
A4	統合承認申請書				●		
A5	分割承認申請書				●		
A6	権利義務の移転承認の承認申請書		●	●			●
A7	終了承認申請書			●			
A8	財産目録及び貸借対照表の承認申請書				●		
A9	決算報告書の承認申請書					●	
A10	実施事業所の減少に関する承認申請書				●		
A11	特別算定承認申請書			●			
A12	特別算定方法変更承認申請書			●			
A13	特別算定方法中止届出書				●		
	規約(案)	●					
	規約の一部を変更する規約(案)		●	●			
	規約変更理由書		●	●			
	新旧対照条文		●	●			
	権利義務の限度を示した書類(注2)			●	●		●
	労働組合又は厚生年金保険の被保険者の過半数を代表する者の同意書(注3)	●	●	●	●	●	●
	労働組合の現況に関する事業主の証明書又は厚生年金保険の被保険者の過半数を代表することの事業主の証明書(注4)	●	●	●	●	●	●
	権利義務の移転又は承継に係る同意を得たことを証する書類(注5)			●	○		●
	特別算定方法理由書			●			
	特別算定方法変更理由書				●		
	特別算定方法中止理由書				●		
	財政悪化リスク相当額の算定方法の概要		●	●			
	財政悪化リスク相当額を予備的に計算した結果を示す書類		●	●			
	減少させる実施事業所の事業主の弁明書(注6)			●			
	減少させる実施事業所の事業主の掛金納付状況(注7)			●			
	終了理由書			●			
C2	給付の設計の基礎を示した書類	●	○	○			●
	給付減額理由書(注9)		○	○			○
	給付の額の減額に係る同意を得たことを証する書類(注9)		○	○			○
	給付の額の減額として取り扱わないことに係る労働組合の同意を得たことを証する書類(注9)		○	○			○
	給付の額の減額として取り扱わないことに係る労働組合の現況に関する事業主の証明書(注9)		○	○			○
C3	掛金の計算の基礎を示した書類	●			●		
C4	財政再計算報告書(注10)		○	○			○
	財政再計算を行わない理由を示した書類(注10)		○	○			○
	最近の決算に関する報告書(注11)		○	○			○
	資産管理運用契約に関する書類(注12)	●	○	○			●
	労働協約等の写し(注13)	○	○	○			○
	退職金規程、厚生年金基金規約、確定拠出年金規約その他退職手当制度の範囲を証する書類	○	○	○			○
	確定拠出年金へ資産を移換する場合において必要な同意を得たことを証する書類(注14)		○		○		○
	中小企業退職金共済へ資産を移換する場合において合併等を実施したことを証する書類(注15)		○		○		○
C5	終了時の積立金の額並びに最低積立基準額及びその算定基礎を示した書類			●			●
	残余財産の処分方法(注16)			●			●
	財産目録				●		●
	貸借対照表				●		●
	決算報告書					●	●
	その他の添付書類						
	労働合意に至るまでの労働協議の経緯(注17)	●	○	○			○
	厚生年金適用事業所及び厚生年金適用事業所の事業主であることが分かる書類	●	○	○			○
	承認前の制度の規約		●	●			●
	変更前の特別算定方法の概要			●			●

様式番号	承認事項等	他の確定給付企業年金の権利義務の移転承認		終了の承認	財産目録等の承認	決算報告書の承認	存続厚生年金基金への権利義務の移転
		移転	承継(注2)				
A1	規約承認申請書	●					
A2	規約変更承認申請書		●				
A3	規約変更届出書			●			
A4	統合承認申請書				●		
A5	分割承認申請書				●		
A6	権利義務の移転承認の承認申請書		●	●			●
A7	終了承認申請書			●			
A8	財産目録及び貸借対照表の承認申請書				●		
A9	決算報告書の承認申請書					●	
A10	実施事業所の減少に関する承認申請書				●		
A11	特別算定承認申請書			●			
A12	特別算定方法変更承認申請書			●			
A13	特別算定方法中止届出書				●		
	規約(案)	●					
	規約の一部を変更する規約(案)		●	●			
	規約変更理由書		●	●			
	新旧対照条文		●	●			
	権利義務の限度を示した書類(注2)			●	●		●
	労働組合又は厚生年金保険の被保険者の過半数を代表する者の同意書(注3)	●	●	●	●	●	●
	労働組合の現況に関する事業主の証明書又は厚生年金保険の被保険者の過半数を代表することの事業主の証明書(注4)	●	●	●	●	●	●
	権利義務の移転又は承継に係る同意を得たことを証する書類(注5)			●	○		●
	特別算定方法理由書			●			
	特別算定方法変更理由書				●		
	特別算定方法中止理由書				●		
	財政悪化リスク相当額の算定方法の概要		●	●			
	財政悪化リスク相当額を予備的に計算した結果を示す書類		●	●			
	減少させる実施事業所の事業主の弁明書(注6)			●			
	減少させる実施事業所の事業主の掛金納付状況(注7)			●			
	終了理由書			●			
C2	給付の設計の基礎を示した書類	●	○	○			●
	給付減額理由書(注9)		○	○			○
	給付の額の減額に係る同意を得たことを証する書類(注9)		○	○			○
	(新設)						
	(新設)						
C3	掛金の計算の基礎を示した書類	●			●		
C4	財政再計算報告書(注10)		○	○			○
	財政再計算を行わない理由を示した書類(注10)		○	○			○
	最近の決算に関する報告書(注11)		○	○			○
	資産管理運用契約に関する書類(注12)	●	○	○			●
	労働協約等の写し(注13)	○	○	○			○
	退職金規程、厚生年金基金規約、確定拠出年金規約その他退職手当制度の範囲を証する書類	○	○	○			○
	確定拠出年金へ資産を移換する場合において必要な同意を得たことを証する書類(注14)		○		○		○
	中小企業退職金共済へ資産を移換する場合において合併等を実施したことを証する書類(注15)		○		○		○
C5	終了時の積立金の額並びに最低積立基準額及びその算定基礎を示した書類			●			●
	残余財産の処分方法(注16)			●			●
	財産目録				●		●
	貸借対照表				●		●
	決算報告書					●	●
	その他の添付書類						
	労働合意に至るまでの労働協議の経緯(注17)	●	○	○			○
	厚生年金適用事業所及び厚生年金適用事業所の事業主であることが分かる書類	●	○	○			○
	承認前の制度の規約		●	●			●
	変更前の特別算定方法の概要			●			●



(案)

(注1)～(注8) (略)

(注9) 給付の額の減額に係る同意を得たことを証する書類とは、①加入者の3分の1以上で組織する労働組合があるときは、当該労働組合の同意(規則第6条第1項第1号イ(規則第13条の規定により準用する場合を含む。以下②及び③において同じ。))、②加入者の3分の2以上の同意(加入者の3分の2以上で組織する労働組合があるときは、当該労働組合の同意をもって、これに代えることができる。)(規則第6条第1項第1号ロ)、③受給権者等の給付の額を減額する場合にあつては、受給権者等の3分の2以上の同意(同項第2号イ)をいう。

給付減額理由書には、規則第5条のいずれの号に基づき給付の額の減額をするかを明記すること。規則第5条第5号又は第6号の理由に基づき給付の額を減額する場合には、給付の額の減額に係る同意を得たことを証する書類は不要である。

給付の額の減額として取り扱わないことに係る労働組合の同意を得たことを証する書類とは、加入者(受給権者を除く。)に係る変更であつて、全部又は一部の加入者について通常予測給付現価が減少するものの、当該者に係る給付の名目額が増加する給付設計の変更の際に、当該要件によって給付の額の減額として取り扱わないものとすることについて、通常予測給付現価が減少する加入者の3分の2以上で組織する労働組合の同意を得たことを証する書類をいう。

給付の額の減額として取り扱わないことに係る同意を得る労働組合の現況に関する事業主の証明書は、当該同意を得る場合に添付するものであつて、規則の様式第1号中「厚生年金保険の被保険者」を「通常予測給付現価が減少する加入者」としたものによること。

(注10)～(注21) (略)

(別紙4)～(別紙7) (略)

様式A1～様式C2-ア (略)

様式C2-イ 給付の設計の基礎を示した書類

(注1)～(注8) (略)

(注9) 給付の額の減額に係る同意を得たことを証する書類とは、①加入者の3分の1以上で組織する労働組合があるときは、当該労働組合の同意(規則第6条第1項第1号イ(規則第13条の規定により準用する場合を含む。以下②及び③において同じ。))、②加入者の3分の2以上の同意(加入者の3分の2以上で組織する労働組合があるときは、当該労働組合の同意をもって、これに代えることができる。)(規則第6条第1項第1号ロ)、③受給権者等の給付の額を減額する場合にあつては、受給権者等の3分の2以上の同意(同項第2号イ)をいう。

給付減額理由書には、規則第5条のいずれの号に基づき給付の額の減額をするかを明記すること。規則第5条第5号又は第6号の理由に基づき給付の額を減額する場合には、給付の額の減額に係る同意を得たことを証する書類は不要である。

(注10)～(注21) (略)

(別紙4)～(別紙7) (略)

様式A1～様式C2-ア (略)

様式C2-イ 給付の設計の基礎を示した書類

(案)

1. ～ 6. (略)

7. 規約の変更に伴う給付の額の減額 (規約変更時のみ)

(削る)

- (1) 全部又は一部の加入者又は受給権者等について、通常予測給付現価が減少する。  
(ただし、加入者(受給権者を除く。)に係る変更であって、通常予測給付現価が減少するすべての加入者について給付の名目額が増加することを確認した場合を除く。)
- (2) (1) 以外で、全部又は一部の加入者又は受給権者等について、最低積立基準額が減少する。  
(ただし、加入者(受給権者を除く。)に係る変更であって、当該変更後少なくとも5年程度の間、当該変更が行われなかったとした場合の最低積立基準額を保証する経過措置を設けている場合を除く。)
- (3) (1) 及び(2) 以外で、リスク分担型企業年金における制度変更であって、全部又は一部の加入者又は受給権者等について、積立金の額とリスク分担型企業年金掛金額の予想額の現価に相当する額を合算した額から財政悪化リスク相当額の2分の1の額を控除した額が減少する。
- (4) (1) 及び(2) 以外で、リスク分担型企業年金でない確定給付企業年金からリスク分担型企業年金への変更又はリスク分担型企業年金からリスク分担型企業年金でない確定給付企業年金への変更であって、規則第5条第5号又は第6号に該当しない。
- (5) (1) 及び(2) 以外で、リスク分担型企業年金でない確定給付企業年金からリスク分担型企業年金への変更又はリスク分担型企業年金からリスク分担型企業年金でない確定給付企業年金への変更であって、規則第5条第5号又は第6号に該当する。
- (6) (1) から(5) 以外で、加入者(受給権者を除く。)に係る変更であって、全部又は一部の加入者について通常予測給付現価が減少するものの、当該者に係る給付の名目額が増加する。
- 上記のいずれにも該当しない。(給付の額の減額には該当しない。)

※ (6)に該当する場合は、通常予測給付現価が減少する加入者の3分の2以上で組織する労働組合の同意を得ることにより、当該変更を給付の額の減額として取り扱わないものとすることができる。

[備考]

(上記(1)から(6)のいずれかに該当する場合はその内容を記載し、上記(1)から(6)のいずれにも該当しない場合はその根拠を記載すること。)

様式C 2-ウ 給付の設計の基礎を示した書類 (簡易な基準に基づく確定給付企業年金)

1. ～ 5. (略)

1. ～ 6. (略)

7. 規約の変更に伴う給付の額の減額 (規約変更時のみ)

(新設)

- (1) 規約の変更に伴い、総通常予測給付現価が減少する。
- (2) (1) 以外で、一部の加入者又は受給権者等について、当該者に係る通常予測給付現価が規約の変更に伴い減少する。
- (3) (1) 及び(2) 以外で、各加入者又は各受給権者等の最低積立基準額が減少する。
- (4) (1) から(3) 以外で、リスク分担型企業年金における制度変更であって、全部又は一部の加入者又は受給権者等について、積立金の額とリスク分担型企業年金掛金額の予想額の現価に相当する額を合算した額から財政悪化リスク相当額の2分の1の額を控除した額が減少する。
- (5) (1) から(3) 以外で、リスク分担型企業年金でない確定給付企業年金からリスク分担型企業年金への変更又はリスク分担型企業年金からリスク分担型企業年金でない確定給付企業年金への変更であって、規則第5条第5号又は第6号に該当しない。
- (6) (1) から(3) 以外で、リスク分担型企業年金でない確定給付企業年金からリスク分担型企業年金への変更又はリスク分担型企業年金からリスク分担型企業年金でない確定給付企業年金への変更であって、規則第5条第5号又は第6号に該当する。

(新設)

上記のいずれにも該当しないため、給付の額の減額には該当しない。

(新設)

[備考]

(給付の額の減額となる場合はその内容を記載し、減額とならない場合はその根拠を記載すること。)

様式C 2-ウ 給付の設計の基礎を示した書類 (簡易な基準に基づく確定給付企業年金)

1. ～ 5. (略)

(案)

6. 規約の変更に伴う給付の額の増額又は減額（規約変更時のみ）

(削る)

- (1) 全部又は一部の加入者又は受給権者等について、通常予測給付現価が減少する。  
(ただし、加入者(受給権者を除く。)に係る変更であって、通常予測給付現価が減少するすべての加入者について給付の名目額が増加することを確認した場合を除く。)
- (2) (1) 以外で、全部又は一部の加入者又は受給権者等について、最低積立基準額が減少する。  
(ただし、加入者(受給権者を除く。)に係る変更であって、当該変更後少なくとも5年程度の間、当該変更が行われなかったとした場合の最低積立基準額を保証する経過措置を設けている場合を除く。)
- (3) (1) 及び(2) 以外で、リスク分担型企業年金からリスク分担型企業年金でない確定給付企業年金への変更であって、規則第5条第6号に該当しない。
- (4) (1) 及び(2) 以外で、リスク分担型企業年金からリスク分担型企業年金でない確定給付企業年金への変更であって、規則第5条第6号に該当する。
- (5) (1) から(4) 以外で、加入者(受給権者を除く。)に係る変更であって、全部又は一部の加入者について通常予測給付現価が減少するものの、当該者に係る給付の名目額が増加する。
- 上記のいずれにも該当しない。(給付の額の減額には該当しない。)

※ (5)に該当する場合は、通常予測給付現価が減少する加入者の3分の2以上で組織する労働組合の同意を得ることにより、当該変更を給付の額の減額として取り扱わないものとするができる。

[備考]

(上記(1)から(5)のいずれかに該当する場合はその内容を記載し、上記(1)から(5)のいずれにも該当しない場合はその根拠を記載すること。)

様式C 2 -エ～F 3 (略)

6. 規約の変更に伴う給付の額の増額又は減額（規約変更時のみ）

- (1) 規約の変更に伴い、総通常予測給付現価が減少する。
  - (2) (1) 以外で、一部の加入者又は受給権者等について、当該者に係る通常予測給付現価が規約の変更に伴い減少する。
  - (3) (1) 及び(2) 以外で、各加入者又は各受給権者等の最低積立基準額が減少する。
  - (4) (1) から(3) 以外で、リスク分担型企業年金からリスク分担型企業年金でない確定給付企業年金への変更であって、規則第5条第6号に該当しない。
  - (5) (1) から(3) 以外で、リスク分担型企業年金からリスク分担型企業年金でない確定給付企業年金への変更であって、規則第5条第6号に該当する。
- (新設)
- 上記のいずれにも該当しないため、給付の額の減額には該当しない。

(新設)

[備考]

(給付の額の減額となる場合はその内容を記載し、減額とならない場合はその根拠を記載すること。)

様式C 2 -エ～F 3 (略)

(案)

年企発〇〇第〇号  
令和7年〇月〇日

地方厚生（支）局長 殿

厚生労働省年金局  
企業年金・個人年金課長  
(公 印 省 略)

「厚生年金基金の設立要件について」の一部改正について

「厚生年金基金の設立要件について（平成元年三月二十九日企年発第二三号・年数発第四号）」の別紙「厚生年金基金設立認可基準取扱要領」の一部を別添のとおり改正したので、貴管下の厚生年金基金の指導について遺憾のないよう配慮されたい。

(案)

(別添)

新	旧
<p>(略)</p> <p>別紙 厚生年金基金設立認可基準取扱要領</p> <p>第一 (略)</p> <p>第二 年金たる給付及び一時金たる給付に関する事項</p> <p>年金たる給付及び一時金たる給付に関する事項は認可基準の第三で示されているところであるが、この運用に当たっては次の点に留意すること。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 加算型の給付設計(基金令第二十三条第三号の規定に基づく老齢年金給付の額の算定方法をいう。)を定める場合にあっては、次によるものであること。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>四～六 (略)</p> <p>七 次のいずれか一の場合に該当するときは、認可基準第三の七における給付水準が下がる場合として取り扱うこと。ただし、加入員(受給者を除く。)の給付設計の変更に際し、<u>(2)に該当する場合は、少なくとも五年程度は各加入員に当該変更が行われなかったとした場合の最低積立基準額を保証する経過措置を設けており、かつ、(1)に該当しないときは、給付水準が下がる場合として取り扱わないものとする。また、加入員(受給者を除く。)の給付設計の変更に際し、(1)に該当する場合であって、その該当する加入員の三分の二以上で組織する労働組合がある場合は、(1)に該当する各加入員の給付の名目額(基礎率のうち予定利率を零として算出した給付現価をいう。)</u>が増加する給付設計の変</p>	<p>(略)</p> <p>別紙 厚生年金基金設立認可基準取扱要領</p> <p>第一 (略)</p> <p>第二 年金たる給付及び一時金たる給付に関する事項</p> <p>年金たる給付及び一時金たる給付に関する事項は認可基準の第三で示されているところであるが、この運用に当たっては次の点に留意すること。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 加算型の給付設計を定める場合にあっては、次によるものであること。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>四～六 (略)</p> <p>七 次のいずれか一の場合に該当するときは、認可基準第三の七における給付水準が下がる場合として取り扱うこと。ただし、加入員(受給者を除く。)の給付設計の変更に際し、<u>(3)に該当する場合は、少なくとも五年程度は各加入員に当該変更が行われなかったとした場合の最低積立基準額を保証する経過措置を設けており、かつ、(1)及び(2)のいずれにも該当しないときは、給付水準が下がる場合として取り扱わないものとする。なお、給付現価又は最低積立基準額の計算に用いる基礎率は、給付設計の変更前後で同一のものを用いることとし、加算年金の額を前記三の(5)の①のウに規定する方法により算定している基金にあっては、当該加算年金の額の再評価等に用いる指標として、当該指</u></p>

(案)

更であり、かつ、(2)に該当しない又は少なくとも五年程度は各加入員に当該変更が行われなかったとした場合の最低積立基準額を保証する経過措置を設けるときは、あらかじめ当該労働組合の同意を得ることにより給付水準が下がる場合として取り扱わないものとすることができること（設立事業所が二以上であるときは、全部又は一部の各設立事業所について当該同意を得ることにより、当該同意を得た設立事業所の加入員について給付水準が下がる場合として取り扱わないものとすることができること。）。なお、給付現価又は最低積立基準額の計算に用いる基礎率は、給付設計の変更前後で同一のものを用いることとし、加算年金の額を前記三の(5)の①のウに規定する方法により算定している基金にあっては、当該加算年金の額の再評価等に用いる指標として、当該指標の過去五年間の実績値の平均を当該指標の予測値として計算するものとすること。

(削る)

- (1) 全部又は一部の加入員又は受給者等に係る給付現価が給付設計の変更によって減少する場合
- (2) 全部又は一部の加入員又は受給者等の最低積立基準額が減少する場合

(削る)

七の二 なお、加入員及び受給者等について、新たな給付を、従来の給付との間で選択することができるものとして追加する規約変更であって

標の過去五年間の実績値の平均を当該指標の予測値として計算するものとすること。

- (1) 給付設計の変更前後の総給付現価が減少する場合
- (2) 一部の加入員又は受給者等について、当該者に係る総給付現価が給付設計の変更によって減少する場合
- (3) 各加入員又は各受給者等の最低積立基準額が減少する場合

なお、加入員及び受給者等について、新たな給付を、従来の給付との間で選択することができるものとして追加する規約変更であって前記(1)から(3)のいずれにも該当しない場合は、給付水準が下がる場合として取り扱わないものとすること。

(新設)

(案)

<u>も、給付水準が下がる場合として取り扱うか否かは前記七によること。</u>	
八～十二 (略)	八～十二 (略)
第三～第六 (略)	第三～第六 (略)